

## 須賀川市スポーツ協会 表彰規程

第1条 この規程は、須賀川市スポーツ協会規則第8条の規定に基づく表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰の区分及び対象者は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞

多年にわたり、本協会の運営並びに事業遂行に貢献し、本市スポーツの振興に功績のあった者

(2) スポーツ振興賞

多年にわたり、地域並びに青少年のスポーツ振興に貢献した者

(3) 優秀指導者賞

優秀選手の育成に貢献した者

(4) 優秀選手賞

市内に在住・在学する者で、本市を代表し、県大会以上の大会に出場し秀れた成績をおさめた者、又は団体

(5) 特別優秀選手賞

(4)に該当する者の中で、活躍が顕著な者

第3条 加盟団体長は、定められた期日までに、所定の様式により会長に候補者を推薦するものとする。

2 各賞候補者については、会長も推薦することができる。

第4条 表彰者は、本会表彰者選考委員会の議決を経て決定する。

2 表彰者選考委員会の委員の構成は次のとおりとする。

会 長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名

副理事長 1 名

第5条 表彰者には、表彰状を授与し記念品を贈呈する。

第6条 表彰者選考基準については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規程は昭和58年4月1日より施行する。

2 この規程の実施にともない、須賀川市体育協会表彰規程（昭和48年4月1日適用）は廃止する。

3 平成 6年4月1日 一部改正

4 平成10年4月1日 一部改正

5 平成17年9月2日 一部改正

6 平成20年5月8日 一部改正

7 令和 7年6月1日 一部改正

## 須賀川市スポーツ協会 表彰基準

- 1 スポーツ功労賞
  - (1) 10 年以上にわたり、本会の役員として本会の運営並びに事業遂行に貢献した者
  - (2) 10 年以上にわたり、加盟団体の役員として、団体の発展に貢献した者
  - (3) 10 年以上にわたり、加盟団体に所属し、団体の発展および地域住民のスポーツ振興に特に功績のあった者
  - (4) 年齢は 60 歳以上とする。
- 2 スポーツ振興賞
  - (1) 10 年以上にわたり、地域・青少年のスポーツ振興に尽力し、その活動が他の模範となる者
- 3 優秀指導者賞
  - (1) 4 の (1) ～ (4) に該当する選手の育成に直接貢献した者
- 4 優秀選手賞
  - (1) 高校・中学校体育連盟が主催する各種大会において、別表に定める成績をおさめた者
  - (2) 福島県新記録（県最高記録・高校新記録・中学新記録を含む）を樹立した者
  - (3) 日本を代表して国際大会に出場した者  
国際大会とは、次の大会をいう。  
ア オリンピック競技会  
イ 世界選手権大会  
ウ ア・イと同等の大会
  - (4) 加盟団体の申請に基づき本会が認定した大会において別表に定める成績をおさめた者
- 5 特別優秀選手賞
  - (1) 全国大会で優勝した者又は団体（全国大会とは福島県スポーツ協会の基準に準ずる）
  - (2) 日本を代表して国際大会に出場し、入賞した者又は団体
- 6 受賞の回数制限については、次のとおりとする。
  - (1) スポーツ功労賞・スポーツ振興賞・優秀指導者賞については、それぞれ 1 回とする。
  - (2) 優秀選手賞は、少年の部（高校生以下）については重賞を妨げない。成年の部については 1 回限りとする。
  - (3) 4 の (3) の優秀選手賞、5 の特別優秀選手賞については、重賞を妨げない。

### 別表

| 大 会       | 成 績        |
|-----------|------------|
| 全 国 大 会   | 当該大会規定の入賞  |
| 東 北 大 会   | 優勝・準優勝・第三位 |
| 福 島 県 大 会 | 優勝・準優勝     |

- 1 昭和 58 年 4 月 1 日 制定
- 2 昭和 63 年 4 月 19 日 一部改正
- 3 平成 10 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 平成 20 年 5 月 8 日 一部改正
- 5 平成 28 年 5 月 20 日 一部改正
- 6 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
- 7 令和 7 年 6 月 1 日 一部改正